6　アラブ首長国連邦政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在日本国アラブ首長国連邦大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年四月十八日に東京で

○外務省告示第百六十八号

平成二十九年四月十八日に東京で、一部査証の相互免除に関する次の口上書の交換がアラブ首長国連邦政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十九年七月一日から実施される。

平成二十九年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本国外務省から在日本国アラブ首長国連邦大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.1097／ＭＥ－２

口上書

日本国外務省は、在日本国アラブ首長国連邦大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とアラブ首長国連邦との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国に入国することを希望するアラブ首長国連邦の国民に対する査証の免除に関し、二千十七年七月一日から次の措置をとることを同大使館に通報する光栄を有する。

1　有効なアラブ首長国連邦の一般旅券を所持するアラブ首長国連邦の国民であって、継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）に適合するＩＣ旅券である有効なアラブ首長国連邦の一般旅券を所持するアラブ首長国連邦の国民であり、事前に日本国のいずれかの大使館、総領事館又は領事事務所において事前登録を行った者に適用される。かかるアラブ首長国連邦の国民に対し、三年の期間又は当該旅券の有効期間のいずれか短い方を有効期間とする査証免除登録証を無償で発行する。

3　1に基づく査証の要件の免除は、アラブ首長国連邦の国民であって、就職し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するものについては、適用しない。

4　日本国に入国することを希望するアラブ首長国連邦の国民は、日本国の法令に服さなければならない。

5　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにアラブ首長国連邦政府に通告される。

6　日本国政府は、日本国の利益を害するおそれがあると認めるアラブ首長国連邦の国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

7　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、アラブ首長国連邦政府に対し書面による一箇月の予告を事前に与える。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在日本国アラブ首長国連邦大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年四月十八日に東京で

（在日本国アラブ首長国連邦大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.ＴＫ－ＡＭＯ－13－180417－Ｓ155

口上書

在日本国アラブ首長国連邦大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、アラブ首長国連邦政府が、アラブ首長国連邦と日本国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、アラブ首長国連邦に入国することを希望する日本国の国民に対する査証の免除に関し、二千十七年七月一日から次の措置をとることを同省に通報する光栄を有する。

1　有効な日本国の一般旅券を所持する日本国の国民であって、継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもってアラブ首長国連邦に入国することを希望するものは、事前に査証を取得することなく、アラブ首長国連邦に入国することができる。かかる手続は、二千一年三月十九日付けのアラブ首長国連邦閣議決定により既に定められている。

2　1に基づく査証の要件の免除は、日本国の国民であって、就職し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってアラブ首長国連邦に入国することを希望するものについては、適用しない。

3　アラブ首長国連邦に入国することを希望する日本国の国民は、アラブ首長国連邦の法令に服さなければならない。

4　アラブ首長国連邦政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　アラブ首長国連邦政府は、アラブ首長国連邦の利益を害するおそれがあると認める日本国の国民に対し、アラブ首長国連邦に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　アラブ首長国連邦政府は、前記の諸措置を終了する場合には、日本国政府に対し書面による一箇月の予告を事前に与える。

在日本国アラブ首長国連邦大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年四月十八日に東京で

○外務省告示第百六十九号

平成二十九年五月二日にヌクアロファで、風力発電システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

○農林水産省告示第八百六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月十七日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103477号	家庭園芸用複合肥料	ヨーキNo.66	ヨーキ産業株式会社	愛知県豊川市伊奈町北村156番地
生第103478号	家庭園芸用複合肥料	ヨーキNo.55	ヨーキ産業株式会社	愛知県豊川市伊奈町北村156番地
生第103479号	配合肥料	くみあい苦土入り複合硝加燐安S800	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103480号	配合肥料	くみあい腐植酸苦土マンガンほう素尿素LPコート入り粒状複合S746－Zn	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103481号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カルほう素入り粒状複合HS175－Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地

1　協力の目的及び内容　風力発電システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十一億円

3　贈与の供与期限　平成三十四年三月三十一日

4　署名者

日本側　沼田行雄在トンガ大使

トンガ側　サミュエラ・アキリシ・ポヒヴァ首相兼内務大臣

平成二十九年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十号

平成二十九年五月五日にカンパラで、ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ウガンダ東部チョガ湖流域地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年五月三十一日

4　署名者

日本側　亀田和明在ウガンダ大使

ウガンダ側　マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣

平成二十九年五月十七日

外務大臣　岸田　文雄